

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：有限会社小野瀬製作所
  - (2) 代表者職氏名：代表取締役 小野瀬 忠利
  - (3) 所在地：茨城県行方市玉造甲 3150 番地
  
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（5件）
  - 令和4年11月4日認定「認 2203004279」
  - 令和5年1月20日認定「認 2203006830」「認 2203006831」
  - 同年1月25日認定「認 2203006822」「認 2203006823」
  
- 3 処分等内容  
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）第16条第1項第1号の規定に基づき、令和6年4月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 処分等理由  
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社神谷商会
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 神谷 哲治
- (3) 所在地：愛知県名古屋市中村区千成通6丁目16番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（12件）

- 令和3年3月31日認定「認 2006044444」「認 2006044445」「認 2006044446」  
令和4年3月15日認定「認 2106030428」「認 2106030429」「認 2106030430」  
令和5年3月14日認定「認 2206031478」「認 2206031479」「認 2206031480」  
同年3月30日認定「認 2206047888」「認 2206047889」「認 2206047890」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和6年4月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：株式会社翼エンタープライズ
  - (2) 代表者職氏名：代表取締役 下條 正人
  - (3) 所在地：京都府京都市南区上鳥羽大柳町 43 番地 2
  
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（8件）
  - 令和2年5月13日認定「認 1908044363」「認 1908044364」「認 1908044365」
  - 令和3年10月18日認定「認 2108012372」
  - 同年12月6日認定「認 2108011215」「認 2108011216」「認 2108011217」
  - 令和4年9月7日認定「認 2208010888」
  
- 3 処分等内容  
技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和6年4月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 処分等理由  
労働基準法(昭和22年法律第49号)違反により(罰金の刑に処せられ、これが確定)、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号(技能実習法第10条第9号)及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：ルスツ羊蹄ファーム株式会社
  - (2) 代表者職氏名：代表取締役 藤田 博勝
  - (3) 所在地：北海道虻田郡留寿都村字留寿都 200 番地 148
  
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）  
令和2年9月3日認定「認 2001003564」「認 2001003565」
  
- 3 処分等内容  
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和6年4月30日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 処分等理由  
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。